

28 国際第1309号

関税割当公表第72号

平成29年度の「その他の乳製品」の関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、「その他の乳製品」の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

なお、平成29年度の本関税割当制度は、関税定率法等の一部を改正する法律の成立及び施行をもって有効となります。

平成29年3月10日

農 林 水 産 省

記

第1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

1 割当対象物品

関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）別表第1第0401.10号で定義される「その他の乳製品」であり、以下の各号に該当する物品

第0401.10号	第0401.20号	第0401.40号
第0401.50号	第0403.10号	第0403.90号
第0404.90号	第1806.20号	第1806.90号
第1901.10号	第1901.20号	第1901.90号
第2101.12号	第2101.20号	第2106.10号
第2106.90号		

2 割当数量＜注1＞ 別途公表

3 通関期限 平成30年3月31日

第2 関税割当申請書受付及び関税割当証明書発給の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

第3 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

1 提出期間

次に掲げる期間とする。

ただし、(3)に掲げる期間については、それ以前の期間に行われた申請に対する割当てに残量が生じた場合及び平成29年11月30日までに返納された関税割当証明書における残存数量の合計が1トン以上ある場合にのみ関税割当申請書を提出することができる。

(1) 第4の1、2又は3のいずれかに該当する者について

平成29年4月3日（月）から同年4月11日（火）まで

(2) 第4の4に該当する者について

平成29年5月9日（火）から同年5月12日（金）まで

(3) 第4の5に該当する者について

別途公表

2 提出時間 午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで

第4 関税割当申請者の資格

次のいずれかに該当する者

1 平成28年度において、平成28年度の「その他の乳製品」の関税割当てについて（平成28年3月11日付け27国際第1377号関税割当公表第66号）の第

4の1及び2に基づく「その他の乳製品」の輸入実績を有する者

2 平成28年度において「その他の乳製品」を購入し、使用した実績を有し、かつ、平成29年度において「その他の乳製品」を使用する者

3 アイスクリームの製造施設を有し、平成29年度内に確実にアイスクリームを製造する者であって、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が適当と認める者

4 平成28年度において、関税率表第1部から第4部までに属する貨物の輸入実績を有する者であって、次のすべての条件を満たす者

ア 平成29年度において「その他の乳製品」を自ら輸入し、かつ、販売又は使用する者

イ 平成29年4月3日（月）から同年4月11日（火）までに申請登録申込を行い、農林水産省が交付する「申請登録番号」を取得した者（別添「関税割当公表第4の4の資格に基づく申請について」）

5 平成29年度において、本公表第4の1、2又は3の資格による割当てを受けており、平成29年度内に当該割当数量の全量を通関することが確実である者

第5 関税割当申請書（本公表第9の1）に添付すべき書類

1 第4の1に該当する者のうち

(1) 「その他の乳製品」を原料として、食品等を製造する者の場合

ア 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間の「その他の乳製品」を使用した食品等の製造実績数量等一覧表（別記様式1）

イ 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間の「その他の乳製品」を使用する食品等の製造計画数量等一覧表（別記様式2）

ウ 下記の書類及び資料

(ア) 食品等製造工場名及びその所在地を記載した書類

(イ) 工場配置図（縮尺：工場の配置が確認できる大きさのもの）

(ウ) 製造機械配置略図（縮尺：製造機械の配置が確認できる大きさのもの）

(エ) 工場工程見取図

(オ) 法人の登記事項証明書（個人にあつては、住民票）

(カ) 輸入商品説明書（別記様式3）

ただし、平成28年度における割当実績を有する者であつて、申請時点において(ア)から(オ)までの書類の内容に変更のないものは、(ア)から(オ)までの書類の添付を必要としない。

エ この関税割当てにより割当てを受けた「その他の乳製品」を輸入時と同一状態で転売しない旨の誓約書

(2) 「その他の乳製品」を自ら輸入し、かつ、販売する者の場合

ア 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間の「その他の乳製品」の輸入実績及び販売実績等一覧表（別記様式4）

イ 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間の「その他の乳製品」の販売計画等一覧表（別記様式5）

ウ 下記の書類及び資料

(ア) 法人の登記事項証明書（個人にあつては、住民票）

(イ) 輸入商品説明書（別記様式3）

ただし、平成28年度おける割当実績を有する者であつて、申請時点において(ア)の書類の内容に変更のないものは、(ア)の書類の添付を必要としない。

2 第4の2に該当する者の場合

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間の「その他の乳製品」の購入実績表（別記様式8）及び「その他の乳製品」を使用した食品等の製造実績数量等一覧表（別記様式1の2）

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間の「その他の乳製品」を使用する食品等の製造計画数量等一覧表（別記様式2）

(3) 下記の書類及び資料

ア 食品等製造工場名及びその所在地を記載した書類

イ 工場配置図（縮尺：工場の配置が確認できる大きさのもの）

ウ 製造機械配置略図（縮尺：製造機械の配置が確認できる大きさのもの）

エ 工場工程見取図

オ 法人の登記事項証明書（個人にあつては、住民票）

カ 輸入商品説明書（別記様式3）

(4) この関税割当てにより割当てを受けた「その他の乳製品」を輸入時と同一状態で転売しない旨の誓約書

3 第4の3に該当する者の場合

- (1) アイスクリーム製造機械施設等一覧表（別記様式6）
- (2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間の「その他の乳製品」を使用した食品等の製造実績数量等一覧表（別記様式1）
- (3) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間の「その他の乳製品」を使用する食品等の製造計画数量等一覧表（別記様式2）
- (4) 下記の書類及び資料

- ア アイスクリームの製造工場名及びその所在地を記載した書類
- イ 工場配置図（縮尺：工場の配置が確認できる大きさのもの）
- ウ 製造機械配置略図（縮尺：製造機械の配置が確認できる大きさのもの）
- エ 工場工程見取図
- オ 法人の登記事項証明書（個人にあつては、住民票）
- カ 輸入商品説明書（別記様式3）

ただし、平成28年度における割当実績を有する者であつて、申請時点においてアからオまでの書類の内容に変更のないものは、アからオまでの書類の添付を必要としない。

- (5) この関税割当てにより割当てを受けた「その他の乳製品」を輸入時と同一状態で転売しない旨の誓約書

4 第4の4に該当する者の場合

- (1) 農林水産省が交付する「申請登録番号」を付した返信はがき（申請登録申込に対して農林水産省から返信されたもの）
 - (2) 第4の4に掲げる輸入実績を証する書類でいずれかのもの
 - ア 平成28年度の「その他の乳製品」の輸入実績を有する者にあつては、平成28年度の「その他の乳製品」の関税割当証明書の写し
 - イ 税関の押印がある輸入許可通知書又は輸入（納税）申告書の原本及びその写し
 - ウ 輸入承認申請書の原本及びその写し
- ただし、原本（税関の押印がある輸入許可通知書を除く。）は返却する。

(3) 下記の書類及び資料

ア 「その他の乳製品」を自己の名と計算において輸入することが確実であることを証する書類〔別紙１〕及び次のいずれかの書類

(ア)株式上場会社にあつては、直近１カ年の有価証券報告書

(イ)その他の者にあつては、事務所の不動産登記事項証明書又は賃貸契約書の写し、源泉徴収票（手書き又は原本の写しの場合は、社印を押印したもの）、納税申告書の写し（税務署に提出した添付書類を含む）及び決算報告書（付属明細書を含む）

イ 輸入後販売する者にあつては、販売予定先の者からの購入の意図を証明する書類、輸入後使用する者にあつては、商品等製造工場名、その所在地を記載した書類及びこの関税割当てにより割当てを受けた「その他の乳製品」を輸入時と同一状態で転売しない旨の誓約書

ウ 法人の登記事項証明書（個人にあつては、住民票）

エ 輸入商品説明書（別記様式３）

５ 第４の５に該当する者の場合

(1) 平成29年度の「その他の乳製品」の関税割当証明書の写し

(2) ２回目以降の関税割当申請を行う必要が生じた理由を示す書類

(3) 第５の１、２又は３に定める書類

ただし、その記載内容が１回目の関税割当申請のときと変更のないものについては、その提出を要しない。

第６ 割当基準

１ 平成28年度の割当数量、輸入実績数量、製造実績数量、在庫数量等を勘案し、第４の１の申請者ごとの数量を定めるものとする。

２ 平成28年度の購入実績数量、製造実績数量、在庫数量等を勘案し、第４の２の申請者ごとの数量を定めるものとする。

３ 平成28年度の製造実績、平成29年度の製造計画数量等を勘案し、全乳換算で２２，９４０トンを超えない範囲で第４の３の申請者ごとの数量を定めるものとする。

4 関税割当数量（全乳換算数量）から第4の1、第4の2及び第4の3に該当する者に割り当てた数量を差し引いて得られる数量の範囲内において、第4の4に該当する者に割り当てる数量を定め、申請者の申請順＜注2＞に受け付け、当該順位が有効と判断できる者を対象に、その定めた数量に達するまで申請数量を割り当てるものとする。

ただし、1申請者当たりの申請数量は、製品重量で20トンに相当する全乳換算数量を上限とする。

5 関税割当数量（全乳換算数量）から第4の1、第4の2、第4の3及び第4の4に該当する者に割り当てた数量を差し引いた数量及び返納された「その他の乳製品」の関税割当証明書のうち残存数量を合計して得られる数量の範囲内において、平成28年度の割当数量、輸入実績数量、製造実績数量及び在庫数量、平成29年度の輸入実績数量等を勘案し、第4の5の申請者ごとの数量を定めるものとする。

第7 関税割当証明書の発給

関税割当証明書の発給は、申請者が「その他の乳製品」の関税割当てに関して法令等に違反した場合、報告をしない場合又は虚偽の申告若しくは報告をした場合には行わないものとする。

第8 報告

割当てを受けた者は、第2四半期、第3四半期及び第4四半期の終了後、1ヶ月以内（第4四半期にあっては、平成30年4月10日まで）に割当てを受けた物品の輸入・使用状況報告書（別記様式7）及び輸入申告書（税関の輸入許可通知書を含む。）の写しを生産局長に1部提出するものとする。

なお、第2四半期及び第3四半期の報告においては、報告前月までの輸入・使用状況と併せて、以後の輸入・使用予定数量を報告すること。当該予定数量は備考欄に（予定）と記入すること。

第9 その他

1 関税割当申請書の提出部数は2通（省令第1条）とし、その他の添付書類の提出部数は1通とする。

- 2 関税割当申請書等の記載方法等については、関税割当申請書等の記載要領について（平成15年6月30日付け15総合第1316号（平成25年3月11日付け24国際第1072号により一部改正））による。
- 3 関税割当証明書の有効期間の延長は、自然災害等関税割当てを受けた者の責によらない理由により貨物の到着が遅延した場合に行うものとする。
（省令第3条第2項）
- 4 割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は通関期限を経過したときは、関税割当証明書を速やかに返納しなければならない。（省令第5条）
- 5 第4の3に基づく申請に対して割当てを行う物品は、関税率表第19類又は第21類に分類され、全重量に占める割合が水分3%以下、乳脂肪分25%以上40%以下、乳固形分50%以上65%以下、しょ糖50%以下の加糖されたもので、かつ、着香料を加えた物品に限る。
- 6 生産局長は、必要と認めた場合は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく指定検査機関の発行する割当てを受けて輸入した物品の成分分析表の提出を求めることがある。
- 7 関税割当証明書の発給を受けて「その他の乳製品」を輸入しようとする者は、輸入申告時に関税割当申請時に提出された輸入商品説明書に基づき作成された〔別紙2〕を関税割当証明書に添付し、税関に提出すること。なお、やむを得ない理由により当該商品説明書と異なる物品を輸入しようとする者は、物品の変更理由説明書と新たな輸入商品説明書を農林水産省生産局畜産部牛乳乳製品課に提出し、新たな〔別紙2〕の交付を受けなければならない。
- 8 関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。
- 9 平成29年度内に割当数量の全量について通関すると認められない者に対して、関税割当証明書の返納（残存数量の全部又は一部）を求めることがある。

第10 関税割当てを受けた者の氏名等の公表

農林水産省は、本公表に基づき関税割当てを受けた者の氏名（名称）及び住所を、農林水産省のホームページ、経済産業公報及び通商弘報において公表する。

＜注１＞ 本公表による関税割当ては、全乳換算数量により行うものとし、全乳換算数量は、当該物品の全重量のうちに占める乳脂肪分の割合に 15.12 を乗じて得た数に当該物品の全重量のうちに占める無脂乳固形分の割合に 6.59 を乗じて得た数を加えて得た数を当該物品の全重量に乗じて得た数量とする。

成 分	係 数
乳 脂 肪 分	15.12
無 脂 乳 固 形 分	6.59

＜注２＞ 本公表において「申請順」とは、申請登録申込を行い、農林水産省が交付する「申請登録番号」を取得した者を対象とする公開抽選を実施し、その結果により決定した申請順位をいう。（別添「関税割当公表第４の４の資格に基づく申請について」）

(別添)

関税割当公表第4の4の資格に基づく申請について

関税割当公表第4の4の資格に基づく申請については、まず、郵便往復はがきによる申請登録申込を行う必要があります。次に、申請登録申込を行った者を対象に公開抽選を実施し、その結果により申請順位を決定します。

公開抽選により決定した申請順位及び申請書類の提出日時は、農林水産省のホームページで公表します。

各手続については、下記をご参照いただき、書類不備等がないようご準備ください。正しい書類が定められた期間内に提出されない場合は、各手続が無効となり、割当ては受けられません。

1 申請登録申込書の郵送から関税割当証明書の発給までの流れ

手続事項等	日時、期間等	掲載場所、宛先、 開催場所、提出先等
1. 申請登録申込書（郵便往復はがき）の郵送	平成29年4月3日（月）から 同年4月11日（火）までの間、 郵便往復はがきにより申込 （4月11日（火）必着）	〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1 農林水産省生産局畜産部 牛乳乳製品課 関税割当担当班 「その他の乳製品」係あて
2. 申請登録番号の通知	平成29年4月13日（木）発送	農林水産省から申請者に申請登録 番号を付した返信はがきを郵送
3. 公開抽選の実施	平成29年4月26日（水） 10時から	農林水産省本館2階生産局第1会 議室（ドア番号：本232）
4. 公開抽選結果（申請 順位）の公表	平成29年4月27日（木） 10時頃	農林水産省のホームページ
5. 申請書類の提出	平成29年5月9日（火）から 同年5月12日（金）まで （詳細は農林水産省のホー ムページで公表）	農林水産省本館2階生産局第2会 議室（ドア番号：本203）
6. 関税割当証明書 発給の連絡	平成29年5月31日（水）	農林水産省から申請者にファック スで連絡

2 注意事項

（1）申請登録申込書の郵送

郵便往復はがきに必要事項（別記様式9）を記入の上、申請登録申込期間内に必着するよう、農林水産省生産局畜産部牛乳乳製品課関税割当担当班「その他の乳製品」係あてに郵送ください。

申請登録申込期間内に郵便往復はがきが到着しなかった場合は、申請登

録番号は付与されません。

なお、郵送いただいた郵便往復はがきの到着に関するお問い合わせには、応じかねますので、必要に応じて特定記録等をご利用ください。

(2) 申請登録番号の通知

返信はがきに申請登録番号を付し、返信します。万一、返信はがきが届かない場合は、以下の指定する日時にお電話でお問い合わせください。

受 付 日：平成29年4月20日(木)、21日(金)及び24日(月)

受付時間：午前10時から正午まで

連 絡 先：農林水産省生産局畜産部 牛乳乳製品課 関税割当担当班「その他の乳製品」係（電話：03-6744-2127）

なお、お問い合わせいただいても、申請登録申込期間内に到着するよう郵便往復はがきを発送したことが確認できない場合や郵便往復はがきに必要事項が正しく記載されていない場合、代表者印の押印がない場合等は、申請登録番号は付与されません。

(3) 公開抽選の実施と結果公表

立会人同席の下、一連番号方式（「3抽選方法（一連番号方式）の概要」を参照）による公開抽選を行い、申請順位を決定します。申請登録申込者は、公開抽選に参加する必要はありませんが、見学は可能です（見学は申請順位の決定に影響しません）。

見学希望者は、2の(2)の返信はがきを持参の上、公開抽選当日10時までに農林水産省本館2階生産局第1会議室までお越しください。事前連絡は不要ですが、見学は、返信はがきを持参した者のみ（返信はがき1枚につき1名のみ）に限らせていただきます。会場は20名程度の座席を用意しますが、見学者多数のため、座席が不足する場合は、入場をお断りすることがありますので予めご了承ください。

公開抽選会会場で確認できる抽選結果は、「3抽選方法（一連番号方式）の概要の(3)」にある「抽選結果表」のみです。「3抽選方法（一連番号方式）の概要の(5)」にある「抽選結果表」、申請登録番号ごとの申請順位及び申請書類の提出日時については、公開抽選実施日の翌日に農林水産省のホームページにて公表します。

申請順位に関する個別のお問い合わせは受け付けません。また、農林水産省から連絡することはありませんので、各自でホームページをご確認ください。

(<http://www.maff.go.jp/j/kokusai/boueki/triff/index.html>)

(4) 申請書類の提出

公開抽選結果の公表の際、申請書類の提出日時も併せて公表しますので、申請順位別に指定する日時に、申請手続を十分理解した者がご提出ください。

申請書類の提出の際、書類を持参した者に提出書類の種類を確認していただきますが、農林水産省が申請書類の不足や記載不備を指摘することはありませんので、ご了承ください。

なお、次に掲げる場合は、申請登録申込、申請登録番号又は申請順位が無効となりますので、ご注意ください。

- ①同一の法人又は個人による複数の申請登録申込が判明した場合（例えば、支店ごとに申請登録申込を行った場合等）
- ②指定された日時に申請書類が提出されなかった場合
- ③申請書類の不備等により、申請資格を満たしていることを確認できない場合
- ④①～③の他、申請書類の不備等により、正しく申請が行われたと判断できない場合

(5) 関税割当証明書の発給

申請書類を精査し、申請順位が有効と判断できる者を対象に、申請順位の上位の者から順に関税割当証明書の発給を行います。発給の対象者に対しては、農林水産省からファックスでご連絡します。

申請順位が下位の者は、申請書類を提出しても発給は受けられません。また、発給対象とならなかった者には、農林水産省から連絡は行いませんので、ご了承ください。

3 抽選方法（一連番号方式）の概要

以下の手順で、0 から 9 までの番号が付された 10 個の抽選玉により抽選結果表に数字を記録し、当該数字の組み合わせによって申請登録番号を指定することで、申請登録番号ごとに申請順位を決定します。

(1) 作業①：下 1 桁の位（一の位）の表を埋めます。

10 個の抽選玉を全て抽選機に入れ、抽選機を操作して一個ずつ抽選玉を出します。出てきた順番に下 1 桁の位の表を埋めます。

(進行例 1) 申請登録者数が 143 人で、申請順位を決定する。

下 1 桁の位を抽選。10 個の抽選玉を入れた抽選機から「4」「0」「9」「7」…と順に抽選玉が出た。

〈抽選結果表〉・・・（例）

桁（位）＼抽選順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
下1桁（一の位）	4	0	9	7	・	・	・			

（2）作業②：下2桁の位（十の位）の表を埋めます。

各桁ごとに、作業①と同様の手順で表を埋めます。

（進行例2）作業①により、下1桁は抽選済み。次に、下2桁の位を抽選。10個の抽選玉を入れた抽選機から「3」「5」「1」「8」・・・と順に抽選玉が出た。

〈抽選結果表〉・・・（例）

桁（位）＼抽選順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
下1桁（一の位）	4	0	9	7	1	3	6	2	5	8	作業①済み
下2桁（十の位）	3	5	1	8	・	・					作業②

（3）作業③：最高位（百の位）の表を埋めます。

申請登録者数が400人台であれば、最高位が百の位となり、「0」「1」「2」「3」「4」の5個の抽選玉を抽選機に入れ、作業①と同様の手順で表を埋めます。

（進行例3）作業②により、下1桁、下2桁は抽選済み。次に、最高位（下3桁の位）を抽選。申請登録者数＝143人であることから、「0」「1」の2個の抽選玉を入れた抽選機から「0」「1」と順に抽選玉が出た。

〈抽選結果表〉・・・（例）

桁（位）＼抽選順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
下1桁（一の位）	4	0	9	7	1	3	6	2	5	8	作業①済み
下2桁（十の位）	3	5	1	8	7	9	0	4	2	6	作業②済み
下3桁（百の位）	0	1									作業③済み

（4）作業④：申請順位を決めます。

作業①～③により埋められた「抽選結果表」をもとに、若い桁ごとに上位の桁をスライドさせて、申請順位1位から順番に143位まで、その順位に対応する申請登録番号が決定します。

（進行例4）〈抽選結果表〉の下1桁（一の位）の抽選順位1位が「4」であることから、申請登録番号の下1桁（一の位）が「4」の者について、申請順位が決定する。

具体的には、下1桁「4」・下2桁「3」・下3桁「0」（＝申請登録番号034）が申請順位1位、下1桁「4」・下2桁「3」・下3桁「1」（＝申請登録番号134）が申請順位2位となる。次に下2桁（十の位）の抽選

順位 2 位の「5」にスライドさせ、下 1 桁「4」・下 2 桁「5」・下 3 桁「0」
（＝申請登録番号 054）が申請順位 3 位となる。申請順位 4 位は、下 1 桁
「4」・下 2 桁「5」・下 3 桁「1」（＝申請登録番号 154）となるが、申
請登録番号 154 は該当者なしとなる。そのため、下 2 桁（十の位）の抽
選順位 3 位の「1」にスライドさせ、下 1 桁「4」・下 2 桁「1」・下 3 桁
「0」（＝申請登録番号 014）が申請順位 4 位となる。

結果、下 1 桁「4」については、034、134、054、154（該当者なし）、
014、114、084、184（該当者なし）、074、174（該当者なし）、094、194
（該当者なし）、004、104、044、144（該当者なし）、024、124、064、
164（該当者なし）となり申請順位 1 位から 14 位が決定する。

次に下 1 桁「0」について、030、130、050、150（該当者なし）、010、
110、080、180（該当者なし）、070、170（該当者なし）、090、190（該
当者なし）、000（該当者なし）、100、040、140、020、120、060、160
（該当者なし）となり、申請順位 15 位から 28 位が決定する。このよう
にして申請順位 1 位から 143 位が決定していく。

以上より、申請登録者 143 者中、申請順位上位 25 者（1 位から 25 位）
は、申請登録番号 034、134、054、014、114、084、074、094、004、104、
044、024、124、064、030、130、050、010、110、080、070、090、100、
040、140 となる。

**（５）作業④の結果、以下の表を、公開抽選実施日の翌日に農林水産省ホーム
ページにて公表します。**

【例】抽選結果表（申請順位→申請登録番号）

申請順位	（返信はがきに 記載された） 申請登録番号	申請順位	（返信はがきに 記載された） 申請登録番号
1	034	14	064
2	134	—	164（該当なし）
3	054	15	030
—	154（該当なし）	16	130
4	014	17	050
5	114	—	150（該当なし）
6	084	18	010
—	184（該当なし）	19	110
7	074	20	080
—	174（該当なし）	—	180（該当なし）
8	094	21	070
—	194（該当なし）	—	170（該当なし）
9	004	22	090
10	104	—	190（該当なし）
11	044	—	000（該当なし）
—	144（該当なし）	23	100
12	024	24	040
13	124	25	140